

ひとり親家庭等のみなさまへ

「児童扶養手当」に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、
所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

1. 所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給及び一部支給の判定基準となる所得限度額を表のとおり引き上げます。

例えば、お子様1人の場合、全部支給については87万円から107万円に、一部支給については230万円から246万円に引き上げられます（所得ベースによる算定）。

扶養する児童等の数	全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)		一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)		扶養義務者の所得限度額 (扶養義務者の前年所得)
	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	所得ベース (変更なし)
0人	490,000	690,000	1,920,000	2,080,000	2,360,000
1人	870,000	1,070,000	2,300,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,250,000	1,450,000	2,680,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,630,000	1,830,000	3,060,000	3,220,000	3,500,000
4人	2,010,000	2,210,000	3,440,000	3,600,000	3,880,000
5人	2,390,000	2,590,000	3,820,000	3,980,000	4,260,000

2. 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

これまで

全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円
(所得に応じて決定されます)



R6.11月分から

全部支給 **10,750円**
一部支給 **10,740円～5,380円**
(所得に応じて決定されます)

令和6年11月分の手当から所得限度額及び加算額の引上げが適用されますが、同年11月分及び12月分の手当については、2か月分の支給月である令和7年1月に支払われます。※審査によっては、支払月に差異が生じる場合があります。

詳しくは、郡山市子育て給付課給付係へお問い合わせいただくか、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

(お問い合わせ先) 〒963-8025 郡山市桑野一丁目2-3 (ニコニコこども館2階)
郡山市役所 子育て給付課 給付係 児童扶養手当担当

(☎ 024-924-2411)